

山梨中銀DCカード会員特約

(2023年7月現在)

第1条 (カードの名称)

本特約の適用があるカードは、株式会社山梨中央銀行（以下「当行」と称します。）と山梨中銀ディーシーカード株式会社（以下「当社」と称します。）および三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」と称します。）の三社が提携し、当社および三菱UFJニコス（以下「両社」と称します。）が発行し当行の預金口座をカード利用代金支払口座とするクレジットカード（当社の発行する個人向けクレジットカード（三菱Diaカードは除く）を含み、以下「本カード」と称します。）で、カードの名称は「JiMOCA」とします。

第2条 (入会方法)

1. 本カードによる利用代金の支払口座は、当行所定の預金口座に限らせていただきます。
2. 申込者は、本特約ならびに両社が定める会員規約（以下「会員規約」と称します。）を承認の上、両社に入会を申込みものとします。
3. 本カードの会員（以下「会員」と称します。）は、両社が本人会員または家族会員として入会を認めたとします。
4. 本カードの所有権は、当社に帰属します。前3項において両社が承認した会員に対して本カードを発行し、貸与するものとします。

第3条 (会員向けサービス・情報の提供)

1. 当行は、口座振替の方法によって、本カードの利用代金を支払指定口座から、引き落します。また、カード利用実績を反映したポイント還元サービスや、当行の金融商品のご案内などを行います。
2. 当社は、当行の銀行取引に応じたサービス「山梨ちゅうぎんトクトク倶楽部」のステータス情報に応じて、所定の当社加盟店で本カードを利用した場合にポイントの倍付けサービスを行います。
なお、所定の当社加盟店において当社指定の端末機以外でクレジットカード決済した場合など、一部取引についてはポイント倍付の対象外となる場合があります。
3. 当社は、当行の銀行取引に反映したポイント還元サービスを行います。
4. 両社は、会員規約所定の業務を行うほか、会員に対し、所定の方法でサービスの提供を行います。

第4条 (会員個人情報の利用の同意)

1. 会員は、当行が、当行の会員向けサービス、販売活動および営業案内のために下記の

会員個人情報を利用することに同意します。

- (1) 入会申込書および入会後の届出書等に記載された事項
- (2) 本カード入会事実および本カード会員資格喪失の事実（理由を除く。）
- (3) 本カード会員番号と有効期限
- (4) 本カード利用について知り得た情報（信用情報を除く。）

ただし、会員が営業案内について中止を申し出た場合、当行は、業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。）

2. 会員は、当社が当社の会員向けサービスのために、下記の会員個人情報を利用することに同意します。

- (1) 会員の当行との銀行取引によって発生したポイント情報
- (2) 会員の「山梨ちゅうぎんトクトク倶楽部」のステージ情報に応じて発生したポイント情報
- (3) カード利用代金支払口座が解約された事実

3. 当社および当行は、前項の利用については個人情報保護のために適切な措置を講じるものとします。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。）登録内容に誤りがあることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条（会員資格の喪失についての特則）

1. 本カードについて、支払指定口座を当行以外の金融機関の口座に変更する場合は、本カード取引は解約になります。
2. 会員が当行より特典またはサービスの提供を受けるにあたり、不正な行為を行うなど、当行が会員として不適格と認めた場合は、当行は本カード取引を解約することができるものとします。
3. 前1、2項において、三社のいずれからか返還請求があった場合は、会員は速やかに本カードを返却するものとします。
4. 前1、2項において、会員が両社の発行する他のクレジットカードの保有を希望し、両社が適当と認めた場合は、両社は新しいカードを発行します。なお、両社から新しいカードが交付される場合、その発行まで本カードを利用することはできません。

第7条（本特約の改定等）

1. 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用し

たときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

2. 会員は、前項に基づく本特約の変更に加え、変更内容を、原則として三社の店頭等に
掲示する等の方法により周知することで、本特約の変更が行われる場合があることを承
認します。
3. 本特約は、会員規約に優先して適用されるものとし、本特約と会員規約に矛盾、抵触
がある場合には、本特約が適用されます。また、本特約に定めない事項については会員
規約が適用されるものとします。

<お問い合わせ窓口>

株式会社山梨中央銀行 ダイレクトマーケティングセンター

TEL : 0120-201862 (照会コード 9)

営業時間 月曜日～金曜日 9 : 00～17 : 00 (年末年始・祝日を除く)

山梨中銀ディーシーカード株式会社

TEL : 055-255-1520

営業時間 月曜日～金曜日 9 : 00～17 : 00 (年末年始・祝日を除く)